

農業法人参入促進業務について、委託業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は、手続を行ってください。

2024年（令和6年）4月26日

福山市長 枝 広 直 幹



1 業務概要

- (1) 業務名 農業法人参入促進業務
- (2) 業務場所 本業務における履行場所は、次のとおりとする。
 - ア 受注者の所在地
 - イ 候補法人の所在地及び誘致活動を行う場所
 - ウ 福山市経済環境局経済部農業振興課（福山市東桜町3番5号）
 - エ 福山市が指定した場所
- (3) 業務内容
農業参入促進業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間
契約締結の日から2025年（令和7年）3月31日まで

2 委託費

委託費の上限は、8,360,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除

外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。

(4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。

(5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

4 評価基準・評価項目

農業法人参入促進業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

5 受注候補者の特定

農業法人参入促進業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が高い順に、市長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

福山市経済環境局経済部農業振興課

住 所：〒720-8501 福山市東桜町3番5号（本庁舎8階）

電 話：084-928-1177（直通）

F A X：084-927-7021

E-mail：nougyou-shinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公 告	2024年（令和6年）4月26日（金）
実施要領等の配付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月10日（金）午後5時15分まで
質問書受付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月9日（木）午後5時15分まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2024年（令和6年）5月10日（金） 回答は福山市ホームページ (https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp 以下同じ。)に掲載します。
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）4月26日（金）から 同年5月10日（金）午後5時15分まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）5月13日（月）
企画提案書の受付期間	2024年（令和6年）5月13日（月）から 同年5月22日（水）午後5時15分まで
プレゼンテーションの実施	2024年（令和6年）5月23日（木）※予定
企画提案書の選定通知	2024年（令和6年）5月24日（金）※予定

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2024年(令和6年)4月26日(金)から同年5月10日(金)午後5時15分まで(土、日、祝日等(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。)を除く。)

イ 配付場所

(1)の担当課に同じ。

※福山市ホームページからもダウンロードできます。

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について、参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

(5) 評価点が同点になった場合の取扱い

評価委員会による評価の結果、同点になった場合は、評価委員会において審議のうえ受注候補者を決定する。

7 契約の締結

(1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い仕様書の内容を確定した後に、見積合わせの上、契約を締結するものとする。

(2) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合

(4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合

(5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合

(6) その他市の指示に違反する場合 等

9 その他

詳細は、農業法人参入促進業務に関するプロポーザル実施要領に定めるところによる。